

# 衛生だより

中央家畜保健衛生所

千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)

Fax: 043-286-0090

獣医師免許をお持ちの皆様へ

**令和4年12月31日現在の状況を、  
お住まいの都道府県に届け出てください。**

- ・ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ・ 届出様式に必要事項を記入の上、令和5年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に提出してください。

★勤務地ではなく**住所地**ですのでご注意ください。

**届出様式や記載方法は以下に掲載しています**

👉 **農林水産省HP**：『獣医師免許をお持ちの皆様へ(獣医師法第22条の届出)』

今年度から農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンラインでの届出も開始されました。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

👉 **千葉県庁HP**：『獣医師法第22条の届出』

下記のアドレスから様式がダウンロードできます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

**千葉県にお住まいの方の提出先(書面提出の場合)**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎 18階

千葉県 農林水産部 畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

窓口へ提出か、郵送にて、**2部(A4両面印刷)** 届け出てください

問合せ TEL: 043-223-2938

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。